裁判所共済組合員 各位

裁判所共済組合本部

共済組合組織の統合について (お知らせ)

裁判所共済組合では、最高裁判所、高等裁判所及び地方裁判所(高等裁判所所在地にある地方裁判所を除く。)にある51の支部全てを段階的に最高裁判所にある本部に統合するとの方針のもと、令和6年4月に東京支部及び横浜支部以外の東京高裁管内の残りの支部を本部に統合することについて、令和5年3月下旬に開催される裁判所共済組合令和5年度事業計画及び予算に関する運営審議会に諮る予定である旨は既にお知らせしているところです。

今般、3月22日(水)に開催された運営審議会において、これが承認されましたので、お知らせします。

今後、裁判所共済組合において、令和7年4月以降の統合スケジュールについて、 統合を進めることの実務上の問題点について支部等と協議した結果等を踏まえて引き続き検討し、しかるべき時期に運営審議会に諮ることを予定していますので、併せてお知らせします。